

結婚して新生活を始めるための費用を助成します！

町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引越費用などの一部を助成します。

●支給対象者

令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に婚姻届を提出し受理され、町内在住の39歳以下の夫婦で、夫婦の合計所得が500万円未満

●対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの結婚を機に生じる費用

・住宅の取得、賃貸、リフォーム費用、引越費用

※住宅の取得、リフォーム費用については、婚姻日より前に住宅を取得、リフォームした場合、婚姻日から起算して1年以内に取得、リフォームしたもの

●補助金額

・夫婦ともに婚姻日(婚姻届を提出し、受理された日)において29歳以下の場合、1世帯あたり上限60万円

・上記以外の場合、1世帯あたり上限30万円

●交付申請について

補助金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。

その他条件がありますので、詳細は町ホームページをご覧くださいか、健康こども課子育て支援担当にお問い合わせください。

問合せ 健康こども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134

早めの熱中症対策をしましょう！



「涼み処ながとろ」を4月22日(水)から10月21日(水)まで開放しています

昨年は40度以上に達する極暑日が続きましたが、今年も暑くなることが予想されます。

暑さをしのぐ場所であるクールオアシスについて、この度名称を変更し、「涼み処ながとろ」といたしました。以前と同じように、夏季外出時に暑さをしのぐ場所(一時休憩所)としてご利用いただけます。

利用時間については、下記をご覧ください。

施設名	所在地	開放可能日	時間帯
長瀬町役場	大字本野上 1035番地1	月～金 ※祝日を除く	午前8時30分～ 午後5時15分
多世代ふれ愛ベース長瀬	大字本野上 136番地11	月～土 ※祝日を除く	午前9時～午後5時

ぜひ、涼み処としてご利用ください。

熱中症になる危険性をお知らせ！安心・安全メールをご利用ください



熱中症になる危険性が高くなる日や熱中症警戒アラート発表時には、安心・安全メールや防災無線にてお知らせを行っています。防災無線での熱中症警戒アラート発表時(WBGT 31以上：危険)や熱中症警戒メール(WBGT 28以上：嚴重警戒)が届いた場合は、不要不急の外出を控え、涼しい屋内で過ごしましょう。また、エアコンを適宜使用し、気温・湿度を下げるなどの対策を行いましょう。

熱中症は、あらかじめ危険性を知り、対処することで予防ができます。自分自身はもちろん、身の周りの方の命を守るために、この機会にぜひ安心・安全メールの登録をお願いします。



登録はこちら



長瀬町公式マスコットキャラクター
とろにゃん

問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎66・3111 内線132、133